

## 垂水駅前広場管理要領

### (目的)

第1条 この要領は、垂水駅前広場（以下「広場」という。）の管理運営に関する事務手続き及び許可基準等を定め、もって広場の積極的な活用を図り、垂水の街の活性化に寄与することを目的とする。

### (広場)

第2条 広場は、別図1の垂水駅前広場のうち、朱線で囲んだ範囲とし、歩行者に日常的に開放する「歩行者広場」と「駐車施設」からなる。

### (利用の許可)

- 第3条 広場を利用しようとする者は、「垂水駅前広場利用許可申請（第1号様式）」（以下「申請書」という。）を住宅都市局長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 前項の申請書の受付期間は、利用日の10日前から3ヶ月前までの間とする。ただし、公共団体の受付期間は、利用期間の10日前から6ヶ月前までとする。
  - 3 住宅都市局長は、第5条に規定する利用基準に基づき、申請内容を審査し、利用を許可するときは、受付順に、「許可書（第2号様式）」を交付する。ただし公共団体等が行う行事で、広場を通常の状態で使用できるものについては、「許可書（第2号様式）」の交付及びその後の手続きを省略することができるものとする。
  - 4 前項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用期間中、「許可書（第2号様式）」を携帯するものとする。

### (利用期間等)

- 第4条 広場の利用時間及び利用期間は次の各号のとおりとする。
- (1) 利用時間は、午前9時から午後9時の間とする。ただし、住宅都市局長が認めたときは、利用時間を変更できる。
  - (2) 連続して利用出来る時間は、1週間を限度とする。ただし、準備又は後片付けが必要な場合は、前後各1日を限度として加えることができる。
- 2 前項第2号の利用期間に限り、前項第1号の使用時間以外についても、物品等の保管場所として利用を許可したものとする。
  - 3 前項の物品等の保管に関しては、利用者の責任と費用で管理を行うものとする。

### (利用の基準)

- 第5条 広場の利用は、公衆の広場の利用に支障を及ばない範囲で、次の各号一に該当する場合に限り、許可するものとする。
- (1) 公共団体又は公共的団体が直接使用するとき
  - (2) 垂水区内の地域団体、文化団体等が、公益事業及び地域活性化のために使用する

とき又は、慈善事業として、バザー及びフリーマーケット等で使用する  
(3) その他、住宅都市局長が特に必要があると認めたとき

(利用の範囲)

第6条 利用の範囲は原則として、「歩行者広場」の範囲とする。ただし、利用の目的、規模などでやむをえない場合に限り、「駐車施設」部分を一体的に利用することができる。

(利用料)

第7条 広場の利用料は、無償とする。

(付属設備の利用手続き)

第8条 利用者が、広場の利用に伴い、広場に付属する設備（以下、「付属設備」という。別表1のとおり）を使用しようとするときは、「物品・鍵の借受書（第3号様式）」を垂水区長に提出し、物品の貸出しを受けることにより、使用できるものとする。

(利用終了時の手続き)

第9条 利用者は、広場の利用期間が満了したとき、利用を中止したとき、又は、許可の取り消しを受けたときは、速やかに「垂水駅前広場利用終了届（第4号様式）」を前条の鍵の貸し出しを受けたときは、その鍵を添えて、垂水区長に提出するものとする。ただし、住宅都市局長が利用の中止を利用期間前に申し出を受けたとき、又は許可を取り消したときは、「垂水駅前広場利用終了届（第4号様式）」の提出を省略できるものとする。

(遵守事項)

第10条 利用者は、次の各号に掲げる事項について、自己の費用と責任で行うものとする。  
ただし、第3号に掲げる事項については、住宅都市局長が老朽化等で、利用者の責任ではないと認められたときは、この限りではない。

- (1) 広場の清掃
- (2) ゴミ等の処分
- (3) 損傷又は故障個所が生じた場合の補修
- (4) 貸出しを受けた鍵の保管
- (5) 貸出し物品の設置及び収納
- (6) その他、住宅都市局長が必要と認めた事項

(禁止事項)

第11条 利用者は、広場において次の各号に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) 騒音等で公衆に迷惑をかけること
- (2) 利用許可時間外に使用すること

- (3) 歩行者の通行に著しく支障を及ぼすこと
- (4) 広場及び施設を損傷し、又は汚損すること
- (5) 住宅都市局長の許可を得ずに、火気を使用すること
- (6) その他、住宅都市局長が禁止する行為等

(許可の取り消し)

第12条 住宅都市局長は、次の各号の一に該当したときは、利用者の承認を得ず利用許可を取り消すことができるものとする。

- (1) 災害等、又は公共事業で広場の使用が困難になったとき
- (2) 利用者が、申請書の利用目的以外の使用をしたとき、又は許可条件等に違反したとき
- (3) 公衆の使用に著しい障害が生じたとき、又は生じる恐れがあるとき
- (4) 第5条第1号に該当したとき

(検査)

第13条 垂水区長は、利用者から第9条の届け出があったときは、速やかに広場及び設備等の検査を行うものとする。

(報告事項等)

第14条 利用者は、広場の利用に伴い事故又は紛争が生じたとき、又は生じる恐れがあるときは、自己の責任と費用で解決するものとし、速やかに住宅都市局長に報告するものとする。

- 2 利用者は、利用期間前に利用内容を変更しようとするとき、又は、利用を中止しようとするときは、速やかに住宅都市局長に報告するものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めのない事項については、住宅都市局長が定めるものとする。

附則

この要領は、平成14年7月15日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、広場の道路管理者への引継手続が完了した時点で、廃止する。

別表 1

付属設備	貸出し物品・鍵
分電盤	分電盤の鍵
車止め	車止めの鍵
物置	物置の鍵
	テント
	テント用ウエイト